

町内の中小企業者等（個人事業主や農家を含む）の皆様へ

神川町中小企業者等 物価高騰対策支援金

神川町では、エネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受ける町内中小企業者等に対し、負担軽減及び事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付します。

申請期間 ▶ 令和7年 **5月12日**(月)～**8月29日**(金)

※申請額が予算額に達した場合は、申請期間の途中であっても申請受付を終了します。

支援金額 ▶ **5万円**（1事業者につき1回限り）

申請方法 ▶ 申請書兼請求書に必要書類を添えて経済観光課に提出

主な交付要件

- ①町内に本店所在地を有する法人または町内に住所を有する個人事業主
- ②令和6年4月1日以前から事業を営んでおり今後も事業を継続する意思があること
- ③直近の確定申告における売上高または事業収入額（農業者にあっては農業収入額）が50万円以上であること
- ④町税等の納税義務者であって町税等に滞納がないこと

申請書類や交付要件などの詳細は、神川町ホームページをご覧ください。



神川町 中小企業者等物価高騰対策支援金

検索



ホームページ <https://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/6303.html>



神川町役場 経済観光課 商工観光担当(役場2階)

【お問い合わせ先】

☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

平日 8:30～17:15(土日・祝日を除く)